

令和4年度スポーツ医事・トレーニング相談事業要項

1 趣 旨

スポーツ愛好者や選手のけが・病気等に関する相談をはじめ、体力や種目の特性に応じたトレーニング処方を行い、健全なスポーツ活動の推進を図ります。

2 事業内容

依頼により、電話・FAX・メールによるスポーツ医事・トレーニング相談を行います。また、必要に応じて相談員・講師を派遣するとともに、それらに係る経費を本協会が負担します。

3 相談内容

(1) 電話・FAX・メールによる相談について

別紙用紙〈様式1〉に準じて、電話・FAX・メールで県スポーツ協会までご連絡下さい。

(2) スポーツドクター等の派遣による相談について

派遣を希望する場合には、別紙用紙(様式2)に必要事項を記入し、実施希望1カ月前まで県スポーツ協会へ提出して下さい。なお、相談員・講師の都合等により、希望のとおりにならない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

実施後は2週間以内を目安に実績報告書〈様式3〉と活動の様子がわかる写真データ(3～5枚)をメールにてご提出ください。

参 考 (相談内容例)

- ・スポーツ外傷・障害の基礎知識
- ・スポーツと栄養
- ・アンチドーピング
- ・スポーツ心理学
- ・けがの応急処置
- ・女性に対するスポーツ指導
- ・ストレッチング
- ・スポーツテーピング
- ・ウォーミングアップ・クールダウン
- ・スポーツマッサージ
- ・筋力トレーニング
- ・体幹トレーニング

4 決定等の連絡

相談依頼に基づき相談員との日程調整を行い、電話連絡を行います。

(日程調整の結果、実施できる・できないに関わらず連絡します。)

5 相談員・講師

本協会スポーツ医・科学委員、スポーツドクター部会員、アスレティックトレーナー部会員
J S P O公認スポーツ栄養士、J A D A公認スポーツファーマシスト

※ その他スポーツ医・科学委員会の認めた相談員・講師を派遣します。

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応策を確実に講じて開催してください。

また、県内外の感染状況によっては延期または中止の対応をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染対応策により延期又は中止となった場合、責任は負いかねることを予めご承知願います。

7 相 談 先

公益財団法人 福島県スポーツ協会 生涯スポーツ係

〒960-8043

福島市中町8番2号 福島県自治会館6階

E-mail abe_hitoshi_01@pref.fukushima.lg.jp

TEL 024-521-7896 **FAX** 024-521-7971